

きらぼし VISA カード & きらぼし マスターカード 個人会員規約 (2024 年 4 月改定)

改定前	改定後 (下線部が改定箇所)
<p>第 4 条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目 (以下総称して「届出事項」という) に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届け出るものとします。</p>	<p>第 4 条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、取引を行う目的、およびその他の項目 (以下総称して「届出事項」という) に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届け出るものとします。</p> <p>7. <u>当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>
<p>第 6 条 (カードの貸与と取り扱い)</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等 (以下「カード情報」という) をカード券面上に印字した会員の申し込み区分に応じたカード (以下家族カードを含む) を発行し、貸与します。《中略》なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人 (以下「提携会社」という) と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード (カード券面のデザイン変更を含む) を発行し、貸与します。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。</p>	<p>第 6 条 (カードの貸与と取り扱い)</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等 (以下「カード情報」という) をカード券面に印字<u>または登録</u>した会員の申し込み区分に応じたカード (以下家族カードを含む) を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは<u>ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします (カードに署名欄がある場合に限る)</u>。《中略》なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人 (以下「提携会社」という) と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、<u>会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たなカードを発行し、貸与します (ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合がある)</u>。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面に印字<u>または登録</u>された会員本人以外は使用できないものとします。</p>
<p>第 7 条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。ただし、・・・《省略》</p>	<p>第 7 条 (カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、<u>あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。ただし、・・・《省略》</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第9条（カードの利用枠）</p> <p>11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額または新たな利用を停止する事ができるものとします。</p>	<p>第9条（カードの利用枠）</p> <p>11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず<u>減額できるものとします。</u></p>
<p>第11条（カードの再発行）</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第11条（カードの再発行）</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の方法で届け出を行い、<u>当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。</u>この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第13条（会員保障制度）</p> <p>⑥カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力をともなう取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>第13条（会員保障制度）</p> <p>⑦ <u>会員が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>⑧ <u>前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p>⑨ <u>戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p>⑩ <u>その他本規約に違反する使用に起因する損害</u></p>
<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p>	<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>【下記「10.」を追加】</p> <p><u>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>
<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由により会員資格を取り消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失</p>	<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に<u>該当したことが判明した場合</u>、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、た</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
い、ただちに債務の全額を支払うものとします。	ただちに債務の全額を支払うものとします。
<p>第22条（会員資格の取消）</p>	<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>3. <u>当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取り消すことができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p> <p>4. <u>会員資格を取り消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取り消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</u></p> <p>5. <u>当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行ない、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、ただちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</u></p> <p>6. <u>本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</u></p>
<p>第23条（退会）</p> <p>3. 家族会員のみが退会をする場合は、退会する家族会員のカードおよび貸与されたチケット等を添え、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。</p>	<p>第23条（退会）</p> <p>3. <u>家族会員のみが退会をする場合も、本条第1項に定める方法により届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカードおよび貸与されたチケット等を当社に返却するものとします。</u></p>
<p>第31条（リボルビング払い）</p>	<p>第31条（リボルビング払い）</p> <p>【下記「6.」を追加】</p> <p>6. <u>第28条第2項に定めるカード利用後の取り消しの場合、取り消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取り消しにかかわらず本条第2項に定める分割払手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
(2023年4月改定)	(2024年4月改定)

個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。《中略》</p> <p>①申し込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）《中略》</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申し込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。《中略》</p> <p>①申し込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、運転経歴証明書番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、<u>国籍</u>、<u>在留資格</u>、<u>在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届け出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</p> <p>※ なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インタ</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
	ーネットの当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。
<p><提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：全国銀行個人信用情報センター ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/</p>	<p><提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名 称：全国銀行個人信用情報センター ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします</p>
(2023年4月改定)	(2024年4月改定)